

地方議会における広報活動

東京大学大学院学際情報学府博士課程 本田正美

要旨： 北海道栗山町において議会基本条例が制定されて以来、全国各地で議会基本条例の制定が相次いでいる。この条例は、議会と行政や市民との関係を明確にし、議会の役割を規定するものであるが、その条文の中で、地方議会による広報活動の充実が謳われている。本発表では、地方議会による広報活動の例として、横浜市会を取り上げ、地方議会における広報活動のあり方の一つを示す。そして、この例と議会基本条例を照合することで、今後の地方議会における広報活動のあり方を構想する。

1. はじめに

2000年の地方分権一括法の施行以後、自治体において、地方分権の実現へ向けた取り組みを如何に実施していくのが課題となった。その取り組みを進める上で、行政や議会の位置付けや役割分担を明確化する必要があった。というのも、地方分権一括法の施行により、機関委任事務が廃止され、自治体が行う事務は基本的に全て議会の権限の及ぶところとなったからである。

議会の役割を明確化する取り組みのひとつとして注目されるのが、北海道栗山町議会による議会基本条例の制定である。2006年5月に、栗山町議会は、議員の提案により議会基本条例を制定し、自治体における議会の位置付けを明確化し、議会の運営について体系的に定めた。そして、この条例においては、住民の議会への参加も重視され、参加を保障する規定も設けられた。

栗山町議会の議会基本条例で特に注目されるのが、議会報告会の実施の制度化である。これは、議員による説明責任を果たし、さらには住民と議員の議論を通して議会を活性化しよとする取り組みである。議会報告会の影に隠れてしまっているが、栗山町議会は情報の公開を積極的に行っている。そして、議会基本条例でも、議会広報の充実が謳われている。

では、如何なる広報活動が地方議会に今後は求められるのか。本研究では、議会の広報活動に焦点を当てる。具体的には、まず栗山町の議会基本条例における議会の広報活動の位置付け及びに実際の広報活動について確認する。そして、日本最大の基礎自治体である横浜市の議会である横浜市会の広報活動を確認する。以上、二つの確認作業を突き合わせることで、今後の地方議会における広報活動のあり方について、ひとつの方向性を示すことが本研究の目的である。

2. 栗山町議会の議会基本条例における広報活動の位置付け

北海道栗山町議会は、全国に先駆けて議会基本条例を定めた。この条例の中では、住民の議会への参加を促す制度として保障された議会報告会(栗山町議会基本条例第4条第8項)と一般会議(同条例第14条第2項)が注目された。

議会報告会は、定例会が終了した後に行われるもので、全議員が班を編成して各地域に赴き、そこで議会での審議の経過や結果を説明した後、会場から意見や要望を聞き、それに対して基本的には議会として答えるものである。また、一般会議は、町民団体などによる申し出、あるいは議会の提案によって必要に応じて開かれるものであり、全議員と町民が同じ席に座って、自由に議論を行う会議のことである¹⁾。

そもそも、議会報告会は、議会基本条例制定前から実施されていたもので、その実施を制度的に保障するために議会基本条例が制定されたという経緯がある。そして、議会報告会の実施と並んで栗山町議会が以前から重要視していたことが、情報の公開である。そのため、栗山町議会では、議会基本条例に先立って、2002年3月に議会情報公開条例を議員が提案していた²⁾。そして、同年6月インターネットによる議会のライブ中継が運用開始された。その後、2006年5月には、録画中継の配信も実現したのだが、同月には、議会基本条例も制定されている。

栗山町議会基本条例においては、第1条で、町政においては情報公開と町民参加を基本とすることを謳っている。そして、第4条第1項で、「議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない」とし、同条第6項で、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表するなど情報公開を進める旨を規定している。さらに、第19条第1項で「議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする」とし、同条第2項で「議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする」と定めている。

実際に栗山町議会が行っている主な広報活動として、先に上げた議会のインターネット中継³⁾、Web サイトによる情報提供、議会広報紙の発行、一般質問の内容を記したポスターの展示、さらに議会報告会があげられる。このうち、議会の Web サイトのトップページには、お知らせ、視察のご案内、議会モニター・サポーター制度、議会改革・議会活性化、議会スケジュール、議会中継、議会だより、議会結果、一般質問要旨、採決結果、一般会議、合併問題、議会交際費、議会の役割、議会構成・議員名簿、議会開催状況、議員報酬・費用弁償、傍聴のすすめ、請願・陳情の19項目が並べられている⁴⁾。各項目については、リンク先に詳細な内容が示されている。町議会に関して公開する情報については、以上の項目で必要なものが網羅されていると考えられる。

3. 横浜市会の広報活動

栗山町議会に対して、日本最大の基礎自治体である横浜市の議会は、どのような広報活動を展開しているのか⁵⁾。

横浜市会の Web サイトには、議長・副議長、議員名簿、市会のしくみ、傍聴、陳情・請願、本会議・委員会日程、審議結果・報告書、インターネット中継、会議録、広報、市会事務局、リンク集の12のカテゴリが並んでいる⁶⁾。そして、それぞれのカテゴリが四角く囲まれ、その中に具体的項目が列挙されており、その項目のリンク先に詳細な情報が示されている。

以上に示したカテゴリの中のひとつである広報には、ヨコハマ議会だより、市会のしおり、テレビ放映、市会歓迎会、記者発表資料、メールマガジン(パソコン・携帯)、アンケートの6項目が並

んでいる。以下で、各項目について具体的に見ていく。

まず、ヨコハマ議会だよりであるが、これは、各定例会の後に発行される広報紙である。この広報紙は、タブロイド判で全4ページから成る。その内容は、定例会の概要、一般質問や予算質疑のダイジェスト、議案に対する各会派の賛否一覧、可決された意見書・決議などである。

市会のしおりは、横浜市会について紹介した小冊子である。その内容は、市会の仕事や構成の説明、選出区別の顔写真入りの議員名簿などから成る。なお、この冊子については Web サイト経由で中身を閲覧可能である。

テレビ放映は、tvk(テレビ神奈川)と CATV 各局で放送される番組を指す。まず、定例会ごとに、「横浜市会ダイジェスト」という番組名で30分間の放送がなされる。さらに、年初に各会による「新春語り初め」という30分番組と第一回定例会前の「横浜市会座談会～予算市会の焦点～」という80分番組が放送されている。

市会歓迎会は、外国要人による議会での演説を指す。横浜市会の Web サイトでは、これについて、「横浜市会では、より市民に開かれ身近な議会を目指すとともに、2009年開港150周年を迎えることを機会に、国際都市横浜として、外国のお客様を歓迎し、本会議場において演説をさせていただくことにいたしました」と説明され、演説の中継画像と演説要旨が公開されている⁷⁾。

記者発表資料は、記者に対して議会が発表した資料を指し、横浜市会 Web サイト上で、PDF化されたものが公開されている。

メールマガジンは、横浜市会が配信するメールマガジンである。登録するとメールが配信されるのだが、基本的には横浜市会の日程に関するお知らせのみがメールに記載されるに留まる⁸⁾。

アンケートは、議会の広報に関するページのことであり、広報活動を示すものではない。

4. 栗山町議会と横浜市会の比較

以上に紹介した栗山町議会と横浜市会の広報活動を比較すると、両者に大きな差がないことが分かる。つまり、両議会とも、広報紙の発行と Web サイトを通じた情報提供が広報活動の主要な部分を占めているのである。ただし、栗山町議会は、定例会開催の前に、一般質問の内容を記したポスターの展示を町内主要施設に掲示しているが、このような取り組みは横浜市会ではなされていない。一方、横浜市会は、テレビ放映やメールマガジンの配信などで、独自の広報活動を展開している。この横浜市会のメールマガジンによる会議日程の通知は、登録した市民にしか配信しきれない。一方、栗山町議会の場合、不特定多数の町民の目に触れる場所に事前にポスターが掲示される。広報は、事後の結果報告の広報だけでなく、事前の開催予告の広報も必要であり、この点では、栗山町議会の取り組みの方が住民の議会への参加も促すという点で優れていると考えられる。

また、栗山町議会は、議会後の取り組みとして、議会報告会を実施し、議会での審議内容などを町民に直接伝えるという広報活動も行っている。横浜市会の広報活動を見ても分かることだが、議会の広報活動と言っても、実体としては議会の活動などを議会事務局が報告することが中心となっている。しかし、議会が審議内容などを市民に直接伝えるという広報活動は議員自身が行うものである。このように議員自身が積極的に広報活動に関与するという点で、栗山町議会の方が広

報活動に重きを置いていると考えられる。

先に見たとおり、栗山町議会は議会基本条例において、町政では情報公開と町民参加を基本とすることを謳い、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することで、多くの町民が議会と町政に関心を持つような議会広報活動を行うことを努めることとしている。対して、横浜市会では、現段階では議会基本条例などを定めておらず、議会の広報活動の位置付けが必ずしも明確ではない。そのため、議員の広報活動への関与も小さく、事務局による事後の報告に重きが置かれているのだと考えられる。

5. おわりに

本研究では、横浜市会と栗山町議会の広報活動の比較を行った。

その比較を見ると、広報活動の種類を見る限り、両者に大きな違いはない。ただし、質の点においては、事前の広報を行っているかという点や議員が広報活動に関与するかという点で差が見られた。この差の背景には、議会基本条例を定め、町政において情報公開と住民参加を重視し、そのために広報活動を展開しようとしているのかどうかの差があるのではないかと考えられる。

議会基本条例などを定めて、議会の広報活動の位置付けを明確化し、議員も参加する形で議会の広報活動を展開すれば、人口1万の栗山町と人口360万の横浜市との間に横たわる様々な差を埋めることが可能となるのだ。

注

- 1) 栗山町議会の取り組みについては、文献にあげた3冊を参照した。
 - 2) 結局、情報公開条例を制定していなかった行政側が議会に歩調を合わせる形で、行政側の提案で栗山町情報公開条例が制定された。なお、栗山町議会における情報公開の取り組みの略歴については、以下の栗山町議会による資料を参照した。
栗山町議会 Web サイト<<http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/parliament/img/h4-1.pdf>>
 - 3) 公民館など町内の主要施設でも、イントラネット配信により、中継が視聴可能である。
 - 4) 栗山町議会 Web サイトは以下の URL である。<<http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp>>
 - 5) 横浜市では、地方自治法施行前の議会の呼称である「市会」を慣例によりそのまま使用している。本研究でも、それに従って、横浜市会とする。
 - 6) 横浜市会 Web サイトは以下の URL である。<<http://www.city.yokohama.jp/me/sikai/>>
 - 7) 引用元は、横浜市会 Web サイトの以下のページ。<<http://www.city.yokohama.jp/me/sikai/kangei.html>>
 - 8) 第一号より、筆者も配信を受けているが、日程以外の通知はほとんど送られてこない。
- ※Web サイトの最終訪問日時は、2009 年 10 月 20 日である。

文献

- 神原勝、[増補]自治・議会基本条例論、公人の友社、2009
加藤幸雄、議会基本条例の考え方、自治体研究社、2009
中尾修・江藤俊昭[編著]、議会基本条例、中央文化社 2008